

平成19年度第3回 施策調査専門委員会の意見要旨

検討内容	委員会における主な意見要旨	県の対応案
森林事業の評価、モニタリングについて	<p>(木平委員)</p> <p>「1水源の森林づくり事業」の指標は、手入れがされているか否かではなく、水源かん養機能の状態を評価すべき。</p>	<p>下層植生や土壌流出量の個別事業のモニタリング調査結果を見て、森林を確保や整備したことにより、水源かん養機能の高い森林が生み出されたと評価し、これを「適正に手入れする」と表現しています。</p>
	<p>(古米委員)</p> <p>人工林整備状況調査は、確保・整備した箇所を対象とするのか。今後確保する必要がある箇所を対象とするのか。森林全体を対象とするのか。</p>	<p>人工林整備状況調査は、県内の民有林の人工林約30,000ha全体が対象。一方、水源の森林づくり事業のモニタリングは、整備箇所のうち代表地点を、整備直後、数年後に調査します。</p>
	<p>(古米委員)</p> <p>森林モニタリングは、対照流域法による水源かん養機能調査と、人工林整備状況調査の2つを実施することが分かるように資料に記載すること。</p>	<p>資料2(2)(構造図)を修正しました。</p>
河川モニタリングについて	<p>(浅枝委員)</p> <p>河川の樹林化に関する調査は如何。</p>	<p>今後、検討します。</p>
	<p>(木平委員)</p> <p>調査地点について、溪流の地点を増加した方が良い。</p> <p>(古米委員)</p> <p>上流(渓流域)の水量をできるだけ多くの調査地点で測り、事業の評価軸の1つとして使う。</p>	<p>前回(19年度第3回)資料に比べ、さらに10箇所を変更し、16箇所にしました。</p>

	<p>(古米委員)</p> <p>水質や水生生物の調査の結果を「良質な水質の安定的確保」に、どのようにつなげ、どのように県民に見せるのか。</p>	<p>公共用水域の水質調査の結果、水生生物調査の結果、県民参加型調査の結果などを、それぞれ並列的に、絵で変化の傾向などを示して評価する形になると考えます。</p>
--	---	---

<p>そ の 他</p>	<p>(古米委員)</p> <p>個々の事業のモニタリングや対象流域法などのモニタリングで事業をいつ、どのように評価するのかをまとめた資料を作る。</p>	<p>事業の進捗に応じてになります。事業量は毎年度出すことができますが、対照流域法の調査などは、時間がかかります。資料は、今年度、検討します。</p>
	<p>(古米委員)</p> <p>保全再生メカニズムを簡素化した形で示しながら、事業の中でどのような整備や対策をするのかを森林・河川・地下水ごとに絵として示す。</p>	<p>今年度、検討します。</p>
	<p>(原委員)</p> <p>GISデータの整備を行う。 事業のデータは、小流域ごとの整理を行う。</p> <p>(浅枝委員)</p> <p>整備する情報の項目の洗い出しを行う。</p>	<p>今年度、検討します。</p>